

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：平成30年12月5日（平成30年（独情）諮問第67号）

答申日：令和元年9月27日（令和元年度（独情）答申第29号）

事件名：「「職業評価結果資料における誤認，捏造，曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について」等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる文書（以下，順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい，併せて「本件対象文書」という。）につき，開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成30年8月7日付け30高障求発第165号及び同月30日付け同第183号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，順に「原処分1」及び「原処分2」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 争点は，以下の3点（ア）から（ウ）である。

（ア）文書の虚偽性

a 職員Bが作成した虚偽職業評価（特定センター）

障害者台帳に係る個人情報ファイル簿 5 個人情報ファイルの記録項目26及び27

b 職員Cが作成した虚偽有印公文書（同上）

平成28年特定日付け特定文書番号「職業評価結果資料における誤認，捏造，曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について上記a及びbの虚偽性について職員Dは何の説明もしていない。開示請求時に虚偽文書が対象にされているにも関わらず，職員Dは虚偽性を無視し開示請求（原文ママ）を行おうとしている。

職員Dは「虚偽ではない」と答えているので，仮にそうであれば

「虚偽文書は不存在」とすれば良いが何故かそうしていない。

一方で「虚偽ではない」と強弁しながらその根拠を求められても何も答えていないので、新規の開示請求により当該根拠をその対象とする。

(イ) 相互に密接な関連を有する文書

上記(ア)のbの文書はaの文書に基づいて作成されているにも関わらず、職員Dは保管場所が異なるという理由により両者間に相互な密接な関連(原文ママ)を認めていない。

しかし両者の記載内容及び作成経緯を踏まえれば、保管場所が異なるにせよ相互に密接な関連を有する事は明らかである。

一方で、職員Dは保管場所が異なる事を事由に挙げているが、要領にはそれであっても相互に密接な関連を有する場合は書かれているので、職員Dの判断は明らかに失当であり、これを改める事を要求する。

そもそも(機構の個人情報保護法開示請求等の事務処理)要領には「個人情報保護窓口において客観的に行う」と書かれているので、特定課の職員Dがその判断を行っている事自体が要領に違反している。

(ウ) 記録の存否及び記録を特定する情報の提供

先ず資料として、「職員A及び職員Cが作成した虚偽有印公文書に係る記録一覧」(2018年特定日)を添付する。

当該一覧を見ても分かる通り回答が一致しておらず、「記録が存在しない、存在しないにも関わらず廃棄簿にも記載されていない」という極めて杜撰な記録管理が露呈されている。(中略)

イ 要求

審査請求人は、行政不服審査法(以下「行審法」という。)に基づき以下の7点(ア)から(キ)を要求する。

(ア) 行審法31条に基づき、口頭意見陳述の実施を求める。

(イ) 行審法32条に基づき、上記ア(ア)のa及びbの2文書が「虚偽である」証拠書類2通(下記)を提出するので、機構にも当該公文書が「虚偽ではない」証拠書類の提出を求める。

a 職業評価結果資料における誤認、捏造、曲解に係る疑義問い合わせ(2016年特定日)

b 疑義問い合わせに対する回答への反論書(2016年特定日)

(ウ) 行審法33条に基づき、機構に対し上記ア(ア)のa及びbの2文書が「虚偽ではない」証拠書類の提出を求める。

(エ) 行審法34条に基づき、当件に関与している特定労働局及び特定市発達障害者支援センターの各職員達に事実の陳述を求める。

- (オ) 行審法 35 条に基づき、特定センターにおける検証を要求する。
特定センターは、本件開示請求に際し開示請求文書の存否、真偽及びその根拠についてろくに答えておらず、特に担当者である職員 E が記録の存否に嘘をついている始末なので、当該記録について物理的な検証、即ち視認を要求する。
- (カ) 行審法 36 条に基づき、機構に対し本件開示請求文書の存否、真偽及びその根拠について質問する事を求める。
主因を職員 D として、機構はそれらについて嘘をつきその嘘がばれたら逃げている、或いは何も答えずに逃げている、更に稀に答えたとしても、回答者によってその内容が異なっており、開示請求の手続きを正常に行えていない。
- (キ) 行審法 84 条に基づき、下記 3 点について情報の提供を求める。
- a 行審法 84 条に基づく疑義 1 (2018 年特定日, 追記同年特定日)
 - b 行審法 84 条に基づく疑義 2 (2018 年特定日)
 - c 行審法 84 条に基づく疑義 3 (2018 年特定日)
- (資料略)

(2) 意見書

- ア 理由説明書(下記第 3 の 1 の第 2 段落)において、「平成 29 年 7 月 29 日付けで審査請求人から」と書かれているが、この年号は誤りであり、正しくは「平成 30 年 7 月 29 日付け」である。
- イ 理由説明書(下記第 3 の 3 の (2))において、「相互に密接に関連」と書かれているが、これは誤りであり、正しくは「相互に密接な関連」である。
- ウ 理由説明書(下記第 3 の 4 (1) ないし (5))への反論
- (ア) 機構は「虚偽ではなく、適正に作成されたものである」と書いているが、これ自体が虚偽である。(中略)
 - (イ) 機構は「両文書は目的を異にし、別々に管理している」事を以て両者に「相互に密接な関連」を有していないと判断しているが、この解釈は、両者の作成経緯等を踏まえれば、失当である。(中略)
 - (ウ) 機構は「職員 A 及び職員 C が作成した虚偽有印公文書に係る記録一覧」に基づく諸記録が「廃棄された」と答えているが、これには複数の疑義があり、尚且つ機構はそれに答えていない。(中略)
 - (エ) 機構は「法 18 条 2 項により、行審法第 2 章第 3 節の規定は適用しないとされていることから、対応の必要がない」旨書いているが、この解釈は法律を無視しているので明らかに失当である。(中略)
 - (オ) 機構は「行審法 84 条に基づく疑義 1, 2 及び 3」に対し、「必要な情報以外の情報の提供を求めていることから、対応の必要がな

い」と書いているが、審査請求書に書かれている内容と当該疑義内容を読み比べれば、「必要な情報以外の情報の提供を求めている」とは到底判断され得ない。（以下略）（資料略）

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求については、以下の理由により原処分を維持し、請求を棄却することが適当であるものとする。

1 審査請求の経緯

- (1) 平成30年6月15日付けで審査請求人から本件対象文書1に係る開示請求があった。これに対し機構は、同年7月11日付け30高障求発第142号により、法人文書438件が対象となることから、そのまま件数を確定させるか、対象となる法人文書の絞り込みを行うかについて確認を行ったが、期限までに補正が行われなかったことから、同月26日付け同第149号により開示請求手数料の納付依頼を行った。しかしながら、納付期日までに同手数料が納付されなかったことから、同年8月7日付け同第165号により、法9条2項の規定に基づき開示をしない旨の決定（原処分1）を行った。
- (2) また、平成30年7月29日付け（日付訂正済み）で審査請求人から本件対象文書2に係る開示請求があった。これに対し機構は、同年8月10日付け30高障求発第169号により、開示請求のあった「廃棄簿」の法人文書について補正する方法及び補正する場合の開示請求手数料と補正しない場合の開示請求手数料の情報提供を行い、併せて納付依頼を行った。しかしながら、納付期限までに同手数料が納付されなかったことから、同月30日付け同第183号により、法9条2項の規定に基づき開示をしない旨の決定（原処分2）を行った。
- (3) その後、審査請求人から平成30年11月4日付けの審査請求が機構の特定障害者職業センターに提出（情報公開窓口に戻送し、同月8日に受付）されたものである。

2 審査請求人の争点及び要求

- (1) 別紙の1の(1)及び(2)に掲げる文書（別紙の2の(1)及び(2)に掲げる文書についても同じ。）について、虚偽ではないことの根拠の回答
- (2) 上記(1)の2件の文書は「相互に密接な関連を有する文書」（字句訂正済み）であることの主張
- (3) 記録の存否及び記録を特定する情報の提供
- (4) 行審法31条～36条に基づく対応の要求
- (5) 行審法84条に基づく要求

3 2の対応について

- (1) 当該文書は、虚偽ではなく、適正に作成されたものであること。また、

審査請求人は開示請求手続による当該文書の取得及び確認（開示の実施）を行わないまま、一方的に虚偽性を主張していること。

- (2) 上記2(1)の両文書は、それぞれ審査請求人からの疑義に対し回答するために作成した文書、審査請求人の職業評価や職業リハビリテーション計画等を取りまとめた文書であることから、両文書は目的を異にし、別々に管理している文書であること。
- (3) 審査請求人作成の「職員A及び職員Cが作成した虚偽有印公文書に係る記録一覧」に掲げる記録情報は、事務処理上必要な1年未満の期間保存する文書に該当しており、審査請求人に対して、特定障害者職業センターが既に廃棄していることを回答し、機構本部からも1年未満の保存期間の法人文書については廃棄簿に廃棄年月日を記録していないことを回答していること。
- (4) 法18条2項により、（開示決定等に係る審査請求については、）行審法第2章第3節の規定は適用しないとされていることから、対応の必要がないこと。
- (5) 審査請求人は、行審法84条に規定する「不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報」以外の情報の提供を求めていることから、対応の必要がないこと。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は行審法による対応を主張しているが、機構は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」等に基づき不開示決定の手続を取っていることから、原処分を維持することの判断に何ら影響するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年12月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成31年1月29日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和元年9月4日 | 審議 |
| ⑤ | 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件各開示請求は、別紙の1及び2に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。処分庁は、開示請求者に対し、開示請求に必要な手数料の納付を求めたものの、これが納付されなかったことから、開示請求に形式上の不備（開示請求手数料の未納）があるとして、不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁

は原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 理由説明書の記載（上記第3の1）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、補正の求めに係る経緯等について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 開示請求手数料について

(ア) 独立行政法人等における法人文書の開示請求手数料については、法17条2項により、実費の範囲内において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律16条1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定めることとされており、これを受けて、機構では、「情報公開に係る手数料等を定める件」（平成15年10月1日達第32号。以下「通達」という。）を定めている。

(イ) 通達では、開示請求手数料は、法人文書1件につき300円とした上で、ただし書として、「開示請求者の便宜を図るため、一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書を一の開示請求書によって開示請求する場合には、1件の開示請求とみなす」としている。また、納付の方法については、機構の情報公開窓口（企画部情報公開広報課）における現金納付、又は、情報公開窓口が指定する銀行口座への振込のいずれかの方法によることとしている。

なお、開示請求手数料が納付された場合には、機構において受領したことを示すため、実務上、開示請求書の所定の欄に、「領収済」印を押印し、納付額と納付日を記載することとしている。

(ウ) 本件対象文書1の(2)の文書（本件対象文書2の(2)の文書についても同じ。）は、職員Bが作成した職業評価に係る文書である。特定障害者職業センターでは、職業評価に係る文書は、その法人文書ファイル管理簿に掲げる年度別の「障害者台帳」に、個々の障害者ごとにファイルを分けて編綴しているが、職員Bが同一の障害者について作成した複数件の職業評価がある場合には、相互に密接な関連性を有するものとして、1件として開示請求手数料を算定した。その結果、同センターにおいては、その保有する昭和63年度から平成29年度までの障害者台帳中に職員Bが平成24年度から同27年度に行った職業評価として計438人の障害者についての文書を保有していることから、文書数を438件と特定した。

なお、職業評価とは、障害者職業センターの利用障害者が職業生活における自立を最も効果的に果たすことができるよう、各種の方法を通じて当該障害者の職業能力・適性に関する現状と将来性につ

いての知見と見通しを得て、適切なリハビリテーション計画の策定を行うものであり、職業評価に係る文書には、面接・調査結果、評価結果（記録項目26）、リハビリテーション計画（同27）等が記載されている。

- (エ) その結果、本件対象文書1の(2)の文書（本件対象文書2の(2)の文書についても同じ。）については計438件、その他の文書については各1件として、本件対象文書1の開示請求に必要な開示請求手数料を131,700円（300円×439件）、本件対象文書2の開示請求に必要な開示請求手数料を132,600円（300円×442件）とそれぞれ算定した。

イ 本件開示請求の補正の経緯について

- (ア) 法17条1項では、開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示請求に係る手数料を納めなければならないとされているところ、審査請求人から、本件対象文書1及び本件対象文書2について、それぞれ平成30年6月15日付け及び同年7月29日付けで、開示請求手数料が未納のまま、開示請求が行われた。
- (イ) 処分庁は、本件対象文書1の開示請求を受けて、本件対象文書1の(2)の文書については、職員Bが作成した全ての職業評価に係る文書が対象となり、開示請求手数料も438件分と高額となることから、開示請求の対象を絞り込むか否か確認するため、平成30年7月11日付け30高障求発第142号により開示請求者に対して補正を求めたが、開示請求者からは期限の同月23日までに回答がなかった。

このため、処分庁は、本件対象文書1の開示請求に必要な開示請求手数料131,700円について、平成30年7月26日付け30高障求発第149号により開示請求者に対して納付（銀行振込）依頼を行ったが、期限の同年8月2日までに同手数料が納付されなかったことから、同月7日付け同第165号により、開示請求手数料の未納による形式上の不備を理由として、不開示決定（原処分1）を行った。

- (ウ) また、処分庁は、本件対象文書2の開示請求に必要な開示請求手数料132,600円（本件対象文書2の(3)の文書の開示請求を取りやめる場合は、132,300円）について、平成30年8月10日付け30高障求発第169号により開示請求者に対して納付（銀行振込）依頼を行ったが、期限の同月24日までに同手数料が納付されなかったことから、同月30日付け同第183号により、開示請求手数料の未納による形式上の不備を理由として、不開示決定（原処分2）を行った。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、本件対象文書1の(1)及び(2)の文書(本件対象文書2の(1)及び(2)の文書についても同じ。)は、相互に密接な関連を有する文書である旨主張するが、(1)の文書は、審査請求人からの疑義に対し回答するために作成した文書であり、(2)の文書は、特定障害者職業センターの各利用障害者を対象に行われた職業評価についての結果や職業リハビリテーション計画等を取りまとめた文書であることから、両文書は作成目的等を異にしており、相互に密接な関連を有する文書であるとはいえない。したがって、開示請求手数料についても、それぞれに算定したものである。

(2) 当審査会において、機構のウェブサイトに掲載されている機構の文書管理規程、通達及び特定障害者職業センターの法人文書ファイル管理簿を確認したところ、以下のとおりであることが認められる。

ア 機構の文書管理規程2条(2)において、法人文書ファイルとは、「機構における能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの」と定められている。

イ 上記(1)ア(イ)の諮問庁の説明のとおり、通達の2(1)において、「開示請求者の便宜を図るため、一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書を一の開示請求書によって開示請求する場合には、1件の開示請求とみなす」と定められている。

ウ また、上記(1)ア(ウ)の諮問庁の説明のとおり、特定障害者職業センターの法人文書ファイル管理簿には、「障害者台帳」という名称の法人文書ファイルが、昭和63年度から平成29年度までの各年度ごとに掲載されている。

(3) 上記(2)を踏まえると、本件各開示請求について、機構の文書管理規程及び通達を踏まえ、上記(1)ア(ウ)の考え方により、同(エ)のとおり開示請求手数料を算定した旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められない。

また、本件対象文書1の(1)及び(2)の文書(本件対象文書2の(1)及び(2)の文書についても同じ。)が相互に密接な関連を有する文書ではないことから、開示請求手数料についてもそれぞれに算定したとする上記(1)ウの諮問庁の説明も、不自然、不合理であるとは認められない。

(4) そして、当審査会において、諮問書に添付されている本件各開示請求

書を確認したところ、機構が開示請求手数料を受領したことを示す印並びに納付額及び納付日のいずれも記載されているとは認められない。

(5) さらに、当審査会において、処分庁が開示請求者に対して行った求補正文書の写しの提示を諮問庁から受けて確認したところ、上記(1)イ(イ)及び(ウ)の諮問庁の説明のとおり、本件対象文書1及び本件対象文書2の開示請求に必要な開示請求手数料を、それぞれ所定の期限までに納付するよう開示請求者に対して求めるとともに、期限までに納付されない場合には、開示請求手数料の納付の意思がないものとして扱う旨を開示請求者に伝えていたことが認められる。それにもかかわらず、開示請求者から開示請求手数料が納付されなかった以上、本件各開示請求については、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるといわざるを得ない。

(6) 以上のとおり、本件各開示請求については、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるので、不開示とした原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分における法人文書不開示決定通知書をみると、「1 不開示決定した法人文書の名称」欄には、法人文書開示請求書の「1 請求する法人文書の名称等」欄の該当部分の記載をそのまま転記していることから、法人文書の名称として適切なものとはいえない記載となっており、今後、処分庁においては、適切な事務処理が望まれる。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、各開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、各開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象文書

1 本件対象文書 1

- (1) 職員 A 及び職員 B が作成し職員 C が行使した虚偽有印公文書 職業リハビリテーション部指導課 平成 28 年特定日付け特定文書番号「職業評価結果資料における誤認, 捏造, 曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について
- (2) 職員 B が作成した虚偽職業評価 特定障害者職業センター 障害者台帳に係る個人情報ファイル簿 5 個人情報ファイルの記録項目 1 ~ 29

2 本件対象文書 2

- (1) 職員 A, 職員 C 及び職員 B が作成し職員 C が行使した虚偽有印公文書
- (2) 職員 B が作成した虚偽職業評価
- (3) 廃棄簿
- (4) 職業評価作成マニュアル
- (5) 出勤簿